

知多市週休2日制工事実施要領（建築工事編）

令和8年10月1日

（目的）

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、週休2日制工事（建築工事に限る。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 この要領の規定に基づく週休2日制工事は、知多市が発注する工事で、公共建築工事費積算基準を適用するものを対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) その他発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事

（用語の定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 前条の規定により週休2日制工事の対象となる工事をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール及び保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (4) 週休2日 次に掲げるものをいう。

ア 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

- (5) 対象期間 工事着手日から工事完了日までの期間をいう。ただし、施工を完

了した日の翌日から工事完了日までの後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等（以下「非対象期間」という。）を除く。

(6) 工事着手日 現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(7) 工事完了日 完了届を提出した日をいう。

（達成基準）

第4条 週休2日の達成基準は、次のとおりとする。この場合において、降雨、積雪等による予定外の閉所日や、猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

(1) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の対象期間となる土曜日又は日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の対象期間となる土曜日又は日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

（経費の補正）

第5条 次の区分に応じた補正率を労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。）に乗じて補正する。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に次の補正率を乗じて補正する。

ア 月単位の週休2日の場合 1.04

イ 通期の週休2日の場合 1.02

ウ 通期の週休2日未満の場合 補正なし

(2) 市場単価及び物価資料の掲載価格の補正対象及び補正率は、別紙 1 及び別紙 2 による。

2 発注者は、当初設計から前項第 1 号に規定する補正率を各経費に乘じ、現場閉所（現場休息）状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所（現場休息）状況に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第 6 条 対象工事である旨等の明示は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、次のことを明示する。

ア 週休 2 日制工事であること。

イ 週休 2 日制を実施しない工事の場合は、その理由

ウ 対象工事の場合で、第 3 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する発注者があらかじめ対象外としている内容を設定する場合は、その内容

(2) 工事名の末尾に「（週休 2 日）」を追記する。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第 7 条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は、次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 監督員は、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者から受領し、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が確保されていることを確認する。

(イ) 工事着手日及び非対象期間について受注者と協議し、対象期間を決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で工程表を作成する。

イ 工事着手後

(ア) 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものを除く。）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。ただし、分離発注工事の

場合は、工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(イ) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(ウ) 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できる資料を監督員に提出する。

ウ その他留意事項

(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。

(イ) 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示を行わないように配慮する。

(ウ) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(エ) 監督員は、工事の一時中止を行う場合その他非対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。

(オ) 監督員は、受注者のいずれかが統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき代理者を選任しなければならないことを踏まえ、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日制工事の見える化 施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

（適正工期の設定等）

第8条 適正工期の設定等は、次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保 全体の工期に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間及び設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保する等により適正な工期を設定する。

(2) 週休2日制工事取組証（第1号様式。以下「取組証」という。）の発行 受

注者は、取組証の発行を希望する場合は、週休２日制工事の実施結果を確認できる資料（現場閉所（現場休息）の日及び非対象期間を明示）を添えて工事完成日までに監督員に申し出るものとする。この場合において、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して取組証を発行するものとする。

(3) 元請下請の取引の適正化 週休２日制工事の実施に当たり、監督員は、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(4) 調査等への協力 受注者は、発注者から週休２日制工事に係るアンケート調査等の依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

（知多市週休２日制工事実施要領の廃止）

2 知多市週休２日制工事実施要領（令和６年４月１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の規定は、単価適用日がこの要領の施行の日以降である建築工事について適用し、単価適用日が同日前である建築工事については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 9 条関係）

知 発第 号
年 月 日

様

知多市長



週休 2 日制工事取組証

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
契 約 締 結 日	年	月	日
契 約 金 額※	金		円
工 期	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
完 了 年 月 日	年	月	日
本工事の業種			
週休 2 日の形式			

※契約金額に変更があった場合は、変更後の契約金額を記載する。

公共建築工事費積算基準を適用する工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※適用欄の「市場単価」は市場単価及び補正市場単価を、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響がない場合）の場合は、新営補正率を使用する。

電気設備工事の補正率

工種	適用	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.01
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

機械設備工事の補正率

工種	適用	月単位の週休 2 日		通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

参考資料 1 月単位の週休 2 日工事における休日取得率の算出方法

- ・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を^{ひとつき}1 月とし、全ての月ごとにおいて現場閉所率 28.5% 以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日、日曜日及び祝日の現場閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日、日曜日及び祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5% を達成しているものとみなす。（※）

日	月	火	水	木	金	土
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日 工事 着手日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日 閉所
●月16日 閉所	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日 閉所
●月23日 閉所	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日 閉所
●月30日 閉所	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日 閉所
○月7日 閉所	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日 閉所
○月14日 閉所	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日 閉所
○月21日 閉所	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日 閉所
○月28日 閉所	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日 工事 完成日	△月4日

⇒評価対象外

このケースの場合、

全ての月で達成しているため

月単位の週休 2 日達成

1 月目（●月10日～●月30日）
→ 6 現場閉所日 ÷ 対象期間18日 = 33.3% ≥ 28.5%

4 週 8 休（28.5% 以上）→ 達成

非対象期間としてカウント

2 月目（○月1日～○月30日）
→ 8 現場閉所日 ÷ 対象期間30日 = 26.6% ≤ 28.5%

対象期間内の土日祝日は 8 日 = 8 現場閉所日 → 達成

3 月目（△月1日～△月3日）
→ 0 現場閉所日 ÷ 対象期間3日 = 0% ≤ 28.5%

対象期間内の土日祝日は 0 日 = 0 現場閉所日 → 達成

参考資料 2 通期の週休 2 日工事における休日取得率の算出方法

(□：工事实施日)

日	月	火	水	木	金	土	日数	閉所日数	備 考
準備期間←			工事着手 □	□	□	閉所	4	1	
閉所	□	□	振替閉所	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
閉所	□	閉所 (祝日)	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	閉所	7	1	
閉所	□	振替閉所	□	閉所 (祝日)	□	閉所	7	4	
閉所	□	□	□	□	雨天閉所	□	7	2	雨天による振替閉所は閉所と認める。
閉所	□	□	□	□	□	□	7	1	
閉所	□	□	□	□	□	閉所	7	2	
閉所	□	□	□	工事完成 □	→後片付け期間		5	1	
閉所率							56	17	休日取得率　＝　30．3％（小数点第2位切捨て）
通期の週休2日実施有無							閉所率　＝　30．3％　≧　28．5％　⇒　通期の週休2日達成		